

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	ページ
高知県人事委員会規則	
◎職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則	1
◎職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則	14
◎期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	15
◎職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則	16
高知県人事委員会訓令	
◎高知県人事委員会事務局の専決及び代決規程の一部を改正する訓令	16
◎高知県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令	17
高知県人事委員会告示	
◎告示（不服申立て等に関する様式）の一部改正	17

-----  
**人事委員会規則**  
 -----

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成28年3月29日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第18号**

**職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則**

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和27年高知県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「この規則の」を削る。

第2条第3号中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第4号中「行なう」を「行う」に改め、同条第6号中「に定める」を「第84条の規定に基づく」に、「受けておる」を「受けている」に改め、同条第8号中「行なう」を「行う」に改め、同条第9号中「以下」を「以下この条において」に、「第49条の2」を「第49条の2第1項」に、「に関し審査の請求」を「に関する審査請求」に、「人事委員会」を「高知県人事委員会（次条におい

て「人事委員会」という。）」に改め、同条第14号中「その他」を「前各号に掲げる場合のほか、」に改める。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。



職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第19号**

**職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年高知県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式 (第6条関係)

高知県職員退職票

年 月 日交付

退職した職員	退職時の所属			退職時の職名		
	氏名		性別	男・女	生年月日及び年齢	年 月 日 歳
	住所又は居所			勤続年数	年 月	
	就職年月日	年 月 日	① 給与形態	ア 月給	② 受給資格区分	ア 一般受給資格
退職年月日	年 月 日	イ 日給		イ 高齢者受給資格		
③ 失業者の退職手当算定の基礎となる給与総額	ア 基本となる給与が月によって定められている者		イ 基本となる給与が日によって定められている者			④ 賃金日額算定の根拠及び額
	退職の月前6月に支払われた給与の総額		退職の月前6月における労働日数	(ア) 日によって定められていた給料	(イ) 月によって定められていた給料	賃金日額 円
	給料	円	月分	円	円	算定の方式
	扶養手当	円	月分	円	円	
	地域手当	円	月分	円	円	
	時間外勤務手当	円	月分	円	円	
	手当	円	月分	円	円	
	手当	円	月分	円	円	
	手当	円	月分	円	円	
	手当	円	月分	円	円	
合計	円	合計	円	円	円	
上記の記載事実には誤りがないことを証明します。 (退職時の所属長の職・氏名) <span style="float:right">印</span>						
⑤ 退職時に支払われた一般の退職手当等の額	円	説明欄				
⑥ 退職事由	別紙のとおり					
⑦ 上記の記載事項に誤りがないことを確認します。 (退職した職員の氏名) <span style="float:right">印</span>						
年 月 日 (任命権者) <span style="float:right">印</span>						
⑧ 管轄公共職業安定所の証明欄	年 月 日に上記の者が求職の申込みをしたことを証明します。 年 月 日 公共職業安定所長 <span style="float:right">印</span>					

(裏面)

- 退職した職員の注意事項
  - 1 ⑥欄は、職員の個人的な事情に起因する退職の場合は、退職の主たる事由を一つ選択し、退職者記載欄の□の中に○印を記載してください。
  - 2 記載事項に誤りがないときは、⑦欄に氏名を記載し、印を押してください。  
なお、記載事項に誤りがあるときは、速やかに任命権者又は所属長に申し出て訂正を受けてください。
  - 3 この退職票の交付を受けたときは、速やかに管轄公共職業安定所に行き、この退職票を提示し、求職の申込みをして、所定欄に証明を受けた後、任命権者に提出してください。ただし、退職後、管轄公共職業安定所に行かないまま退職の日の翌日から1年以内に再び職員となったときは、この退職票を再就職した任命権者に提出してください。
- 任命権者の注意事項
  - 1 職員が退職したとき、その職員が失業者の退職手当を受ける資格がある場合には、任命権者は、この退職票に必要な事項を記載し、正副2通を作成し、うち1通に印を押した後、退職した職員に交付し、1通(写し)を保管しておく。
  - 2 記載上の注意
    - (1) ①欄は、退職した職員の給与形態に応じて、ア又はイを○で囲む。
    - (2) ②欄は、退職した職員を雇用保険法の被保険者とみなした場合に、同法第37条の2第1項の規定に該当する者はイを、その他の者はアを○で囲む。
    - (3) ③欄は、退職した職員の退職の月前6月間に支払われた給与の総額を記載し、職員の基本となる給与が月によって定められている場合はア欄に給与の種類別に6月間の総額を記載し、職員の基本となる給与が日によって定められている場合はイ欄にその各月の労働日数及び給与額を記載する。イ欄に記載する場合は、退職者の給与が全て日によって支給される場合は(ア)欄にのみ記載し、退職者の給与が一部は日によって支給され、一部は月によって支給される場合は(ア)欄及び(イ)欄にそれぞれ区別して各月の総額を記載する。
    - (4) ④欄は、退職した職員の賃金日額及び算定の方式を記載する。
    - (5) ⑤欄は、退職した職員の退職時に支払った一般の退職手当等の額を記載する。  
なお、説明欄には、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分が行われた場合は、その旨を記載する。
    - (6) ⑥欄は、退職の主たる事由を一つ選択し、任命権者記載欄の□に○印を記載の上、具体的事情記載欄(任命権者用)に具体的事情を記載する。

(別紙)

⑥ 退職事由	
【退職事由は、所定給付日数・給付制限の有無に影響を与える場合がありますので、適正に記載してください。】	
任命権者記載欄	退職者記載欄
退職事由	
<input type="checkbox"/>	1 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることによるもの
<input type="checkbox"/>	2 定年等によるもの
<input type="checkbox"/>	(1) 定年による退職（定年 歳）
<input type="checkbox"/>	(2) 任用期間満了による退職
<input type="checkbox"/>	3 任命権者からの働きかけによるもの
<input type="checkbox"/>	(1) 懲戒免職等処分
<input type="checkbox"/>	(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合に限る。）又はこれに準ずる退職
<input type="checkbox"/>	(3) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職
<input type="checkbox"/>	(4) 地方公務員法第28条第1項第1号若しくは第3号の規定による免職又はこれに準ずる処分
<input type="checkbox"/>	(5) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職又はこれに準ずる処分
<input type="checkbox"/>	(6) 退職勧奨
<input type="checkbox"/>	4 職場における事情に起因する退職
<input type="checkbox"/>	(1) 勤務公署の移転により通勤困難となったため
<input type="checkbox"/>	(2) 公務上の傷病による退職
<input type="checkbox"/>	5 職員の個人的な事情に起因する退職
<input type="checkbox"/>	(1) 職務に耐えられない体調不良、けが等があったため
<input type="checkbox"/>	(2) 妊娠、出産、育児等を行う必要があったため
<input type="checkbox"/>	(3) 家庭の事情の急変（父母の扶養、親族の介護等）があったため
<input type="checkbox"/>	(4) 配偶者等との別居生活が継続困難となったため
<input type="checkbox"/>	(5) 転居により通勤困難となったため （新住所： ）
<input type="checkbox"/>	(6) その他（具体的に ）
<input type="checkbox"/>	6 その他（1から5までのいずれにも該当しない場合）
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     具体的事情記載欄（任命権者用）                 </div>	

別記第17号様式から別記第24号様式までを次のように改める。

**第17号様式**（第20条関係）

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例第12条第1項（第14条第1項）の規定に基づき、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととします。

記

金 円

（処分前の一般の退職手当等の額）	円
（処分後に支払われる一般の退職手当等の額）	円

（教示）

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
  - この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、（注）になります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（裏面）

（退職をした者の氏名）	
（採用年月日） 年 月 日	（勤続期間） 年 月
（退職年月日） 年 月 日	
（退職時の所属）	
（退職時の職名）	（退職時の給料月額） 円 （ 職 級 号給）
（支給制限処分の理由）	
（職員の退職手当に関する条例第12条第1項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明）	

- 備考
- 教示文中の（注）には、取消しの訴えの被告とすべき高知県を代表する者を記載する。
  - 不要の文字は、抹消する。
  - 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

## 第18号様式（第20条関係）

## 退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例第14条第1項第3号（第14条第2項）の規定に基づき、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととします。

記

金

円

（処分前の一般の退職手当等の額）

円

（処分後に支払われる一般の退職手当等の額）

円

（教示）

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、（注）になります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（裏面）

（退職をした者の氏名）

（採用年月日）

年 月 日

（勤続期間）

年 月

（退職年月日）

年 月 日

（退職時の所属）

（退職時の職名）

（退職時の給料月額）

円

（ 職 級 号給）

（懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由）

（職員の退職手当に関する条例第12条第1項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明）

- 備考
- 教示文中の（注）には、取消しの訴えの被告とすべき高知県を代表する者を記載する。
  - 不要の文字は、抹消する。
  - 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

## 第19号様式（第20条関係）

## 退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例第13条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

（退職をした者の氏名）		
（採用年月日）	年 月 日	（勤続期間） 年 月
（退職年月日）	年 月 日	

（教示）

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、（注）になります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（裏面）

（退職時の所属）	
（退職時の職名）	（退職時の給料月額） 円 （ 職 級 号給）
（支給差止処分の理由）	
（支払差止処分の取消し） 次のいずれかに該当する場合は、この処分は取り消され、差し止められている一般の退職手当等が支払われます。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった起訴に係る刑事事件につき判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。） 3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認めた場合	

- 備考 1 教示文中の（注）には、取消しの訴えの被告とすべき高知県を代表する者を記載する。  
2 不要の文字は、抹消する。  
3 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

## 第20号様式（第20条関係）

## 退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例第13条第2項第1号の規定に基づき、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日)	年 月 日	年 月

## (教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、(注)になります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

## (裏面)

(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 ( 職 級 号給)
(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)	
(思料される犯罪に係る罰条： )	
(支払差止処分の取消し) 次のいずれかに該当する場合は、この処分は取り消され、差し止められている一般の退職手当等が支払われます。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他この処分を取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときを除きます。	
1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合	
2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定に基づく処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合	
3 この処分を受けた者について、その者の基礎在职期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定に基づく処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合	
4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認めた場合	

- 備考 1 教示文中の(注)には、取消しの訴えの被告とすべき高知県を代表する者を記載する。
- 2 不要の文字は、抹消する。
- 3 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

**第21号様式**（第20条関係）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例第13条第2項第2号の規定に基づき、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

（退職をした者の氏名）		
（採用年月日）	年 月 日	（勤続期間）
（退職年月日）	年 月 日	年 月

（教示）

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、（注）になります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（裏面）

（退職時の所属）	
（退職時の職名）	（退職時の給料月額） 円 （ 職 級 号給）
（懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由）	
（支払差止処分の取消し） 次のいずれかに該当する場合は、この処分は取り消され、差し止められている一般の退職手当等が支払われます。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他この処分を取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときを除きます。 1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合 2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定に基づく処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合 3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第14条第1項の規定に基づく処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認めた場合	

- 備考
- 教示文中の（注）には、取消しの訴えの被告とすべき高知県を代表する者を記載する。
  - 不要の文字は、抹消する。
  - 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。



## 第22号様式（第20条関係）

## 退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例第13条第3項の規定に基づき、一般の退職手当等の額の支払を差し止めます。

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日)	年 月 日	年 月

## (教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
  - この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、(注)になります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

## (裏面)

(退職時の所属)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 ( 職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) 次のいずれかに該当する場合は、この処分は取り消され、差し止められている一般の退職手当等が支給されます。 1 この処分を受けた者について、職員の退職手当に関する条例第14条第2項の規定に基づく処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合 2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認めた場合	

- 備考 1 教示文中の(注)には、取消しの訴えの被告とすべき高知県を代表する者を記載する。  
2 不要の文字は、抹消する。  
3 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第7条第1項に規定する勤続期間をいう。

## 第23号様式（第20条関係）

## 退職手当返納命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例第15条第1項第1号（第2号）の規定に基づき、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命じます。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

(職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)

円

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、(注)になります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(返納命令の理由)

(職員の退職手当に関する条例第12条第1項に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

- 備考
- 教示文中の(注)には、取消しの訴えの被告とすべき高知県を代表する者を記載する。
  - 不要の文字は、抹消する。

## 第24号様式（第20条関係）

## 退職手当返納命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関） 印

職員の退職手当に関する条例第15条第1項第3号（第16条第1項）の規定に基づき、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命じます。

記

金

円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）

円

（職員の退職手当に関する条例第15条第1項（第16条第1項）の規定により控除される失業者退職手当額）

円

（教示）

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、（注）になります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（裏面）

（退職をした者の氏名）

（懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由）

（職員の退職手当に関する条例第12条第1項に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明）

- 備考 1 教示文中の（注）には、取消しの訴えの被告とすべき高知県を代表する者を記載する。
- 2 不要の文字は、抹消する。

別記第25号様式中「6箇月」を「6月」に改める。  
別記第26号様式及び別記第27号様式を次のように改める。

**第26号様式**（第20条関係）

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

（退職手当管理機関）

職員の退職手当に関する条例第17条第1項（第2項・第3項）の規定に基づき、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命じます。

記

金

円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）

円

（職員の退職手当に関する条例第17条第1項（第2項・第3項）の規定により控除される失業者退職手当額）

円

（教示）

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、（注）になります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(退職手当の受給者の氏名)

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由)

(職員の退職手当に関する条例第12条第1項に規定する事情のほか、同条例第17条第6項に規定する事項に関し勘案した内容についての説明)

- 備考 1 教示文中の(注)には、取消しの訴えの被告とすべき高知県を代表する者を記載する。
- 2 不要の文字は、抹消する。

**第27号様式**（第20条関係）

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関) 印

職員の退職手当に関する条例第17条第4項（第5項）の規定に基づき、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命じます。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)

円

(職員の退職手当に関する条例第17条第4項（第5項）の規定により控除される失業者退職手当額)

円

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。
  - この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、(注)になります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(退職手当の受給者の氏名)

(納付命令の理由)

(職員の退職手当に関する条例第12条第1項に規定する事情のほか、同条例第17条第6項に規定する事項に関し勘案した内容についての説明)

- 備考 1 教示文中の(注)には、取消しの訴えの被告とすべき高知県を代表する者を記載する。
- 2 不要の文字は、抹消する。

## 附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。



不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

## 高知県人事委員会規則第20号

## 不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和38年高知県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に、「手続き」を「手続」に改める。

第1条中「又は異議申立て（以下「不服申立て」という。）の手続き」を「手続」に改める。

第2条第1項中「又は異議申立人（以下「不服申立人」という。）」を削り、同条第2項中「、異議申立てをする者を異議申立人と」を削り、「行なった」を「行った」に改める。

第3条第2項中「人事委員会」を「高知県人事委員会（以下「人事委員会」という。）」に、「円滑迅速な進捗」とを「円滑かつ迅速な進捗及び」に改める。

第3条の2第1項ただし書中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「行なった」を「行った」に改める。

第1章第2節の節名を次のように改める。

## 第2節 審査請求

第4条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は異議申立書（以下「不服申立書」という。）」を削り、同条第2項中「不服申立書には、次の各号に」を「前項の審査請求書（以下「審査請求書」という。）には、次に」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第3号中「行なった」を「行った」に改め、同項第8号中「に規定する処分説明書」を「の説明書」に改め、同条第3項中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第4項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人は、そのつど」を「審査請求人は、その都度」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第5条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「前項の」に、「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」

を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第1章第3節の節名中「手続き」を「手続」に改める。

第6条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に、「審査することを適当と」を「審査することが適当であると」に改める。

第6条の2第1項及び第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項ただし書中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第7条第1項中「行なう」を「行う」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第7項ただし書中「取調べない」を「取り調べない」に改め、同条第8項中「次の各号に」を「次に」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第9項中「行なわせなければ」を「行わせなければ」に改め、同条第10項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第12項中「次の各号に」を「次に」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第13項中「つど」を「都度」に、「審理調書には」を「この場合において、審理調書には」に改める。

第8条第1項中「行なう」を「行う」に、「そのつど」を「その都度」に改め、同条第3項中「提出した」を「提出した」に、「当事者が前項」を「当事者が同項」に改め、同項ただし書中「前項」を「同項」に改め、同条第6項中「又は」を「又は」に改め、同条第7項中「を終了するに先き立って」を「の終了に先立って」に改める。

第9条の見出しを「（準備手続）」に改め、同条第1項中「事務職員をして」を「事務職員に」に、「準備手続きを行なわせる」を「準備手続を行わせる」に改め、同条第2項中「準備手続き」を「準備手続」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第4号中「その他」を「前3号に掲げる事項のほか、」に改め、同条第3項中「準備手続き」を「準備手続」に、「つど」を「都度」に改める。

第10条見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「又は決定（以下「判定」という。）を行なう」を「を行う」に、「何時でも、不服申立て」を「いつでも、審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第11条中「不服申立人」を「審査請求人」に、「に因り」を「により」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第12条の見出しを「（裁決）」に改め、同条第1項中「修了したとき」を「終了したとき」に、「すみやかに判定を行ない」を「速やかに裁決を行い」に改め、「又は決定書（以下「判定書」

という。）」を削り、同条第2項中「判定書には、次の各号に」を「前項の裁決書（以下「裁決書」という。）には、次に」に改め、同項第2号を次のように改める。

（2）裁決

第12条第2項第4号中「判定」を「裁決」に改め、同条第3項中「前項の判定書」を「裁決書」に、「判定に対する」を「裁決に対する」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第13条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第14条第1項第1号及び第3号中「判定」を「裁決」に改め、同条第2項中「判定書」を「裁決書」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第3項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第4項中「以下」を「次条において」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「判定」を「裁決」に改める。

第15条第2項中「送付しなければならない。」を「送付し、」に改める。

第16条中「行なう」を「行う」に改める。

第17条の見出し中「手続き」を「手続」に改め、同条中「第3節（第8条及び第9条の規定を除く。）の規定」を「第3節の規定（第8条及び第9条を除く。）」に、「手続き」を「手続」に改める。

第18条第1項中「判定」を「裁決」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第19条の見出し中「費用」を「費用の負担」に改め、同条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「行なった証拠調べ」を「行った証拠調べ」に改める。

第20条中「定めるものを除くほか」を「定めるもののほか」に、「不服申立ての手続き」を「審査請求の手続」に、「事項は、」を「事項は、人事委員会が」に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前にされた不利益な処分についての異議申立てについては、なお従前の例による。

~~~~~  
 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第21号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年高知県人事委員

会規則第31号）の一部を次のように改正する。

第1条第9号中「人事委員会」を「高知県人事委員会（以下「人事委員会」という。）」に改める。

別記第1号様式備考中「かつ書き」を「括弧書き」に、「その他」を「この協議書には、」に改める。

別記第2号様式を次のように改める。

**第2号様式**（第6条の4関係）

（ ）支給一時差止処分書

年 月 日

様

(任命権者の職・氏名) 印

の規定に基づき、 の支給を一時差止めます。

なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、 に対して、この処分の取消しを申し立てることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、 になります。）提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます（なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

- 備考 1 表題の括弧書きの部分には、一時差止処分を行う手当の名称を記載する。
- 2 教示文中の空白の部分には、一時差止処分を行う根拠となる条例及びその条項、一時差止処分を行う手当の名称、任命権者の職名並びに取消しの訴えの被告とすべき高知県を代表する者を記載する。

別記第3号様式備考中「かっこ書き」を「括弧書き」に改める。

別記第4号様式中「該当する場合には」を「該当するに至った場合には、」に、「支給される」を「支給されます」に、「禁錮」を「禁錮」に改める。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。



職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第22号**

**職員の苦情の処理に関する規則の一部を改正する規則**

職員の苦情の処理に関する規則（平成17年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

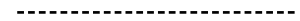
第1条中「に規定する」を「の規定に基づき、」に、「、必要な」を「必要な」に改める。

第2条第1項中「人事委員会」を「高知県人事委員会（以下「人事委員会」という。）」に改め、同条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号中「第28条の4又は第28条の5」を「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」に改め、同条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

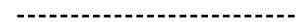
第4条第3項中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に改める。

**附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。



**人 事 委 員 会 訓 令**



**高知県人事委員会訓令第1号**

人事委員会事務局

高知県人事委員会事務局の専決及び代決規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

平成28年3月29日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会事務局の専決及び代決規程の一部を改正する訓令**

高知県人事委員会事務局の専決及び代決規程（昭和45年12月高知県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「開示の請求に係る異議申立てに対する決定」を「開示決定等及び開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決」に改め、同条第5号中「開示、訂正及び是正の請求に係る裁決」に改め、同条第5号中「開示、訂正及び是正の請求に係る裁決」に改める。



る異議申立てに対する決定」を「開示決定等、訂正決定等及び是正決定等並びに開示請求、訂正請求及び是正請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決」に改める。

第3条第1項第2号イを次のように改める。

イ 公文書の開示決定等及び当該開示決定等に係る通知並びに当該開示決定等に係る第三者からの意見の聴取及び第三者への通知に関すること。

第3条第1項第2号ウ中「ア及び」を削り、同項第3号ウを次のように改める。

ウ 個人情報の開示決定等、訂正決定等及び是正決定等並びに当該開示決定等、訂正決定等及び是正決定等に係る通知並びに当該開示決定等に係る第三者からの意見の聴取及び第三者への通知に関すること。

第3条第1項第3号エ中「ウまで」を「エまで」に改め、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

エ ウに掲げるもののほか、個人情報の開示、訂正及び是正の実施に関すること。

第7条第1項第1号中「重要と」を「重要であると」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

高知県人事委員会訓令第2号

人事委員会事務局

高知県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月29日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

高知県人事委員会事務局処務規程（平成14年8月高知県人事委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第3号、第4号及び第6号中「各名宛て人」を「各名宛人」に改める。

第28条第1項の表第1類の項(9)中「についての不服申立て」を「に関する審査請求に係る事案」に、「異議」を「審査の請求に係る事案」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

-----  
人 事 委 員 会 告 示  
-----

高知県人事委員会告示第5号

昭和38年4月高知県人事委員会告示第3号（不服申立て等に関する様式）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月29日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に、「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

(1)中「代理人選任（解任）届」を「規則第3条第3項の代理人選任（解任）届」に改め、(2)中「不服申立書」を「規則第4条第1項の審査請求書」に改め、(3)中「不服申立書記載事項変更届」を「規則第4条第4項の審査請求書記載事項変更届」に改め、(4)中「併合審査申請書」を「規則第6条第1項の併合審査申請書」に改め、(5)中「代表者選任（解任）届」を「規則第6条の2第2項の代表者選任（解任）届」に改め、(6)中「答弁書（反論書）」を「規則第7条第1項及び第2項の答弁書（反論書）」に改め、(7)中「証人呼出状」を「規則第7条第8項の証人呼出状」に改め、(8)中「宣誓書」を「規則第7条第9項の宣誓書」に改め、(9)中「口述書提出要求書」を「規則第7条第10項の口述書提出要求書」に改め、(10)中「口述書」を「規則第7条第10項の口述書」に改め、(11)中「書証提出要求書」を「規則第7条第12項の書証提出要求書」に改め、(12)中「不服申立取下申出書」を「規則第10条第2項の審査請求取下申出書」に改め、(13)中「再審査請求書」を「規則第14条第3項の再審査請求書」に改める。

別記第1号様式中

「別 記

第1号様式〔規則第3条〕」

を

「別記

第1号様式

に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「処分にかかる」を「処分に係る」に、「不服申立事案」を「審査請求事案」に改める。

別記第2号様式中

「第2号様式〔規則第4条〕」

を

「第2号様式

に、

「不 服 申 立 書」

を

「 審 査 請 求 書 」

に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「第49条の2」を「第49条の2第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「行なった」を「行った」に、「この申立書」を「この審査請求書」に改める。

別記第3号様式中

「第3号様式〔規則第4条〕」

を

「第3号様式

に、「不服申立書記載事項変更届」を「審査請求書記載事項変更届」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立書の」を「審査請求書の」に改める。

別記第4号様式中

「第4号様式〔規則第6条〕」

を

「第4号様式

に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「各不服申立事案」を「各審査請求事案」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改める。

別記第5号様式中

「第5号様式〔規則第6条〕」

を

「第5号様式

に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立事案」を「審査請求事案」に改める。

別記第6号様式中

「第6号様式〔規則第7条〕」

を

「第6号様式

に、「（不服申立人）」を「（審査請求人）」に改める。

別記第7号様式中

「第7号様式〔規則第7条〕」

を

「第7号様式

に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「処分にかかる」を「処分に係る」に、「不服申立事案」を「審査請求事案」に、「届出てください」を「届け出てください」に改める。

別記第8号様式中

「第8号様式〔規則第7条〕」

を

「第8号様式

に、「かくさず」を「隠さず」に、「つけ加えない」を「付け加えない」に改める。

別記第9号様式中

「第9号様式〔規則第7条〕」

を

「第9号様式

に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「処分にかかる」を「処分に係る」に、「不服申立事案」を「審査請求事案」に、「届出てください」を「届け出てください」に改める。

別記第10号様式中

「第10号様式〔規則第7条〕」

を

「第10号様式」  
に、「あたって」を「当たって」に改める。

別記第11号様式中

「第11号様式〔規則第7条〕」

を

「第11号様式」

に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「処分にかかる」を「処分に係る」に、「不服申立事案」を「審査請求事案」に、「届出てください」を「届け出てください」に改める。

別記第12号様式中

「第12号様式〔規則第10条〕」

を

「第12号様式」

に、「不服申立取下申出書」を「審査請求取下申出書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

別記第13号様式中

「第13号様式〔規則第14条〕」

を

「第13号様式」

に、「不服申立事案」を「審査請求事案」に、「判定」を「裁決」に改める。